

## 豊田市休日救急内科診療所運営事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、休日救急内科診療所運営事業及び在宅当番医制運営事業（以下「休日救急内科診療所運営事業等」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、一般社団法人豊田加茂医師会（以下「豊田加茂医師会」という。）が行う休日救急内科診療所運営事業等に要する経費の一部を補助することにより、市内における休日の救急医療を確保し、もって市民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田加茂医師会とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う休日救急内科診療所運営事業等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を比較して、いずれか少ない方の額とする。

(1) 別表第2に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

(2) 休日救急内科診療所運営事業等に係る総事業費から診療収入、寄附金その他の収入を控除した額

2 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条の規定による申請をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年度7月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 経費所要額調（様式第3号）

(3) 基準額等算出書（様式第4号）

(4) 所要額計算書（様式第5号）

(交付の決定通知)

第8条 規則第5条第1項の補助事業者に対する通知は、同項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業期間(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)が満了したときは、当該補助事業期間の翌年度の4月10日までに、補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支精算書(様式第8号)
- (2) 基準額等算出表(様式第9号)
- (3) 所要額明細書(様式第10号)
- (4) 休日救急内科診療所患者数等調(様式第11号)
- (5) 在宅当番医療機関患者数等調(様式第12号)

(確定通知)

第10条 規則第11条第1項の補助事業者に対する通知は、同項の補助金等確定通知書に代えて、補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補 助 対 象 経 費

区 分	補助対象経費	内 訳
1 在宅当番医の当番日に診療に従事する医療機関の経費	報 酬	当番医療機関への謝金
2 休日救急内科診療所の運営に必要な経費	報 酬	診療等に従事する医師、看護師及び事務員への報酬及び交通費
	需 用 費	消耗品費（医療用及び事務用のもの）、光熱水費（冷暖房費、電気水道代等）、修繕料（診療所の建物、備品等に係るもの）及び医薬材料費
	役 務 費	通信運搬費及び保険料
	委 託 料	事務委託金、保守点検委託費及び清掃業務委託費
	備品購入費	診療所に必要な備品
3 - 1 休日の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び休日救急内科診療所へ派遣する医師の調整に必要な経費	人 件 費	日程調整における事務担当者の人件費
3 - 2 地域住民に対する救急医療知識の普及・啓発に必要な経費	報 償 費	講師謝礼及び交通費
	需 用 費	印刷製本費（救急医療に関する啓発用冊子の作成等に係るもの）及び修繕料（備品の修理に係るもの）
	役 務 費	広告料
	使用料及び賃借料	会場借上料
	備品購入費	補助事業に必要な備品

別表第2（第6条関係）

補助基準額

区 分	補助基準額
在宅当番医制運営事業（外科）	50,000円×診療日数
休日救急内科診療所運営事業（内科）	37,000円×診療日数
事務費	30,000円×診療日数

- 備考1 在宅当番医制運営事業における診療日数は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める祝日（以下「日曜・祝日」という。）並びに年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）のうち、1日6時間以上の診療を実施した日の合計日数とする。
- 2 休日救急内科診療所運営事業における診療日数は、日曜・祝日並びに盆（8月15日）及び年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）のうち、1日6時間以上の診療を実施した日の合計日数とする。
- 3 事務費の診療日数は、休日救急内科診療所運営事業における診療日数とする。